

構成世帯調査実施要領(自治会長等)

1 調査の目的と実施内容

構成世帯調査は、地域づくり推進交付金を算定するための調査です。調査を実施される自治会長等は、本要領に沿って「**様式1**構成世帯調査表」に記入し、住民自治協議会事務局にご提出ください。

住民自治協議会で各自治会等分を取りまとめて市へ提出いただく期限を10月27日(金)とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

2 **様式1**について

(1) 調査する内容

基準日(令和5年10月1日)現在の、構成世帯の合計数を記入してください。

構成世帯数(合計)の内、アパート、マンション等の共同住宅がある場合は、内訳を記入してください。構成世帯数(合計)の内、共同住宅がない場合は記入する必要はありません。

(2) 記入上の注意事項

ア 構成世帯とは、回覧及び住民自治協議会の文書等が閲覧でき、住民自治協議会と双方向の連絡体制が構築されている世帯のことをいいます。

イ 事業所や、回覧等の文書が閲覧できる体制ができていない世帯は、構成世帯には該当しないため記入しないでください。

ウ 調査内容を満たす場合は、任意の様式によって報告していただいても構いません。ただし、お問い合わせさせていただく場合がございますので連絡先は記入してください。

エ 住民自治協議会で各自治会等分を取りまとめて提出していただいた昨年の様式3(構成世帯数等報告書)を同封していますので、各自治会等の構成世帯数の参考にしてください。

オ 調査内容の内、世帯数や共同住宅の内訳に不明な点があり解決できない場合は、令和5年度に限り、「前年度と同様」と記載していただいても構いません。

カ 前年度に比べ構成世帯数の変動が多い場合は、変動理由について、お問い合わせさせていただきますので予めご了承ください。

キ 様式のデータは市ホームページにも掲載しています。

(組織から探す>地域振興部>地域づくり推進課>住民自治協議会>構成世帯調査)

3 市からの回覧物等の配付部数

市から送付する各地区の回覧物等の送付部数には予備や保存分が含まれている場合もあるため、今回の調査で報告いただいた内容を基に送付部数を変更することはありません。回覧部数等に変更があった場合は、住民自治協議会事務局へご連絡をお願いいたします。

4 問い合わせ先

調査の実施に当たり、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
地域振興部 地域づくり推進課 市民協働推進係 担当：中山
TEL (082) 420-0924 FAX (082) 423-0270
e-mail : hgh200924@city.higashihiroshima.lg.jp